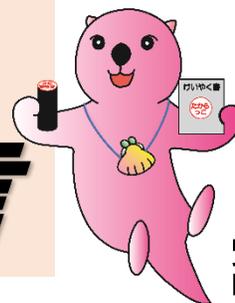


ぬまづ

たからっこ通信



vol.7
2026年3月

賢いぬまづの
「たからっこ」

「引っ越しトラブル」にご注意！

3月から4月の引っ越しシーズンに、引っ越しサービスに関するトラブルにあわないための注意点を紹介します。



事例



- ・引っ越し業者に見積りを依頼した。「今契約してもらえば値引きする」と言われ契約したが、他社の方が安かったので解約したい。
- ・引っ越しの際、業者に壁や家具に傷をつけられた。当初は、補償すると言われたが、話が進まない。業者の対応に納得できない。
- ・見積り後にキャンセルを申し出ると、手配済みの段ボール代を請求された。
- ・ネットの比較サイトで見積りを取り契約したが、荷物がトラックに乗りきらず、追加料金を請求された。



消費生活センターからのアドバイス

- 📦 複数社から見積りを取り、比較検討してから依頼しましょう。
- 📦 契約に関する書類をしっかりと読み、補償制度や疑問点は事前に確認しましょう。
- 📦 契約締結前に段ボールなどの資材の提供を受ける場合は、その取扱いを確認しましょう。
- 📦 作業時の傷などのトラブルに備えて、引っ越し前後の状況を写真などで記録しておきましょう。



消費生活センター

消費者トラブルの相談先 沼津市消費生活センター

電話 055-934-4841 (受付 平日8:30~17:15)

